

【事務管理部に関わる細則】

教育文化交流推進委員会（以下、本会とする）定款第69条第3項に基づき必要な細目をここに定める。

（事務管理部の職制）

第2条 事務管理部は会長を補佐して第3条に定める職務を行う。

2. 事務管理部には、事務管理部長および若干の職員を置く。

3. 事務管理部長は、事務局長を兼任せず補完関係を保つ。

（事務管理部の事務処理）

第3条 事務管理部の職務は次のとおりとする。

(1) 本会の収入および支出に関わる日常経理業務および経理帳票等の管理。

(2) 正会員および賛助会員の入会および退会に関わる一切の業務。

(3) 基金会員および名誉会員に関わる一切の業務。

(4) 正会員および賛助会員の登録・登録変更または登録抹消に関わる業務。

(5) 会員の名簿管理に関わる一切の業務。

(6) 会員・地域会・連絡協議会・海外連絡部・海外協力団体および必要な関係者からの連絡書の保管業務、ならびに会員・地域会・連絡協議会・海外連絡部・海外協力団体および必要な関係者への連絡業務および控の保管業務。

▪